

資料3

第二種使用等拡散防止措置確認申請
 (「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」の4に基づき、当該委員会の審議を要さないものとして報告するもの)

令和6年3月21日

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Rotavirus	東京工業大学	2 (2)
大腸菌、アデノ随伴ウイルス、Rabies lyssavirus (固定株及び弱毒化株に限る。)	帝京大学	2 (2) 3 (1)
マウス、Vaccinia virus	長崎大学	2 (1) 3 (1)
Rabies lyssavirus (固定株及び弱毒化株に限る。)、アデノ随伴ウイルス、マウス	産業技術総合研究所	2 (2) 3 (1)
大腸菌、Yellow fever virus	宮崎大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌、Dengue virus	宮崎大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌、ベータノダウイルス	宮崎大学	2 (2)
大腸菌、Zika virus	宮崎大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Human immunodeficiency virus 1,2、Mammalian retrovirus (Human immunodeficiency virus 1,2を除く。)	宮崎大学	2 (1)
大腸菌、Japanese encephalitis virus	宮崎大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、SARS coronavirus 2	宮崎大学	2 (1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
大腸菌、Porcine circovirus、Psittacine circovirus、イヌサーコウイルス、ハトサーコウイルス	宮崎大学	2 (1)
大腸菌	宮崎大学	2 (1)
大腸菌	宮崎大学	2 (1)
大腸菌、Hepatitis B virus、猫へパドナウイルス	宮崎大学	2 (1)
マウス	国立国際医療研究センター	2 (2)
大腸菌、Human respiratory syncytial virus、Vaccinia virus (DIs株及びLC16m8株を除く。)	長崎大学	2 (1)
大腸菌、Parainfluenza virus	鹿児島大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Mycobacterium tuberculosis var. tuberculosis	国立感染症研究所	2 (2)
マウス	東京慈恵会医科大学	2 (1)
大腸菌、Colorado tick fever virus、Tarumizu tick virus、バキュロウイルス、酵母、Vaccinia virus (DIs株)	大阪大学	2 (2) 3 (1)
Rotavirus、大腸菌	大阪大学	2 (2) 3 (1)
大腸菌	大阪公立大学	2 (1)
マウス	千葉大学	2 (1)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
Rabies lyssavirus、Rabies lyssavirus (固定株)	宮崎大学	2 (1) 3 (1)
Herpes simplex virus 1	株式会社新日本科学	2 (1) 3 (1)
Lymphocytic choriomeningitis virus、大腸菌	大阪大学	2 (1) 3 (1)
Junin virus (Candid#1株)、Lymphocytic choriomeningitis virus、大腸菌、マウス	大阪大学	2 (1) 3 (1)
マウス、大腸菌、SARS coronavirus 2	大阪大学	2 (1) 3 (1)
Hepatitis B virus、大腸菌	岡山大学	2 (1)
Hepatitis B virus	岡山大学	2 (1)
Burkholderia thailandensis、Burkholderia pseudomallei、大腸菌	大阪大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Enterovirus A、Enterovirus B	大阪大学	2 (1) 3 (1)
West Nile virus、大腸菌	北海道大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Mumps virus	京都大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌、Flock house virus、酵母、マウス	大阪大学	2 (1) 3 (1)
大腸菌	東京大学	2 (2)

使用する主な遺伝子組換え生物等	機関名	委員会報告とした理由※
Tick-borne encephalitis virus	北海道大学	2 (1) 3 (1)
Hantaan virus、Puumala virus、Seoul virus、Dobrava virus、Tula virus、Andes virus、Sin Nombre virus、New York virus、Bayou orthohantavirus、Black Creek Canal orthohantavirus、Hokkaido virus、大腸菌	大阪大学	2 (1)

その他、申請者の希望により、非公表が12件

※委員会報告とした理由欄には、

「遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について」別紙のうち、該当する箇所を記載

【参考】 遺伝子組換え技術等専門委員会の運営等について 別紙 一抄一

2. 遺伝子組換え実験(動物接種実験、植物接種実験を除く)

(1) 文部科学大臣の確認を執った拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主及び供与核酸が同一であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 文部科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執って使用する遺伝子組換え生物等と宿主が同一であり、供与核酸のうちタグ遺伝子又はレポーター遺伝子が異なるもの、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの(ただし、新たに導入する供与核酸が由来する生物(ヒトを含む)である核酸供与体が、研究二種省令別表第一の一のイ、ロ又は二若しくは同表二のロ又はハに該当する場合、同供与核酸が同表一の二、ホ又はト若しくは同表三のロに該当する場合を除く)

3. 動物接種実験(拡散防止措置が特定飼育区画である場合を除く)

使用する遺伝子組換え生物等が、2. (1)又は(2)に掲げるものであり、以下のいずれかに該当する動物接種実験(ただし、当該動物は、飛翔する能力を擁する生物等、魚類その他の水中生物等、又は寄生虫その他の微小生物等である場合を除き、かつ、遺伝子組換え生物等である場合には動物単独で使用する場合に文部科学大臣の確認を受けることが必要とされないものに限る)

(1) 当該遺伝子組換え生物等を接種する動物が同一種であり、かつ、同等の拡散防止措置を執るもの

(2) 主査が指名した委員による意見をもとに、拡散防止及び実験安全の観点から主査が適切であると判断するもの

4. 細胞融合実験

法律第二条第二項第二号に掲げる技術により得られた核酸又はその複製物を有する遺伝子組換え生物等である動物のうち、親生物の実験分類がクラス1であって、個体に成育させないものであり、かつP1Aの拡散防止措置を執るもの